

一般社団法人鳥取県建設業協会
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会
一般社団法人鳥取県造園建設業協会
一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会
一般社団法人鳥取県電業協会
一般社団法人鳥取県管工事業協会
一般社団法人日本塗装工業会鳥取県支部
一般社団法人鳥取県警備業協会
部落解放鳥取県企業連合理事
鳥取県技能士会連合会

様

鳥取県県土整備部技術企画課長
(公印省略)

株式会社大谷組の建設発生土投棄料の改定に伴う設計変更について（通知）

このことについて、株式会社大谷組が運営する建設発生土受入地（鳥取市長谷地内）において、令和6年2月1日以降に搬入申込する建設発生土から投棄料が改定されることに伴い、下記のとおり対応することとしたので通知します。

（担当：技術調査担当 山根 電話0857-26-7410）

記

1 建設発生土投棄料の改定内容

（改定前） 令和6年1月31日までの申込 1,100円/m³（税抜）

（改定後） 令和6年2月1日以降の申込 1,400円/m³（税抜）

2 建設発生土投棄料の改定に伴う設計変更

令和6年2月1日以降に搬入申込する建設発生土については、改定後の投棄料で設計変更する。

- （1）発注者は、令和6年2月1日以降に建設発生土の搬入申込を行う工事を対象に、別添工事打合せ簿により設計変更について指示する。
- （2）受注者は、発注者からの指示により、令和6年1月31日までに搬入申込した建設発生土量を確認できる資料（建設発生土搬入申込書）及び令和6年2月1日以降に搬入申込していることが確認できる資料（令和6年2月1日以降の初回の建設発生土搬入申込書）を発注者に提出する。
- （3）発注者は、受注者から提出された資料に基づき令和6年2月1日以降に搬入申込する建設発生土量を算出し、改定後の建設発生土投棄料で設計変更する。

